

第1章 なぜ情報モラル教育なのか

1 子どもたちを取り巻く環境等の現状について

(1) デジタル社会（情報社会）の発展 ～Society5.0からGIGAスクール構想へ～

平成28年度に内閣府策定の「第5期科学技術基本計画」において、“世界に先駆けた「超スマート社会」の実現（Society5.0）”が掲げられ、サイバー空間とフィジカル空間（現実世界）が高度に融合した「超スマート社会」を未来の姿として共有し、ビジネス力の強化、サービスの質の向上を目指すことが明記されています。情報社会（Society4.0）では、知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分だったり、たくさんある情報の中から自分に必要な情報を見つけるという作業が負担だったり、様々な課題に対して制約があり、対応の難しさがありました。それに対して、Society5.0で実現する社会は、すべての人とモノが繋がり、様々な知識や情報が共有され、これらの困難が克服されることで、新たな価値観が生まれたり、人の可能性が広がったりすると考えられています。

そうしたSociety5.0における情報社会の技術の発達、学校での教育や学びの在り方にも変容をもたらします。例えば、一斉一律の授業スタイルの限界から抜け出し、読解力等の基盤的学力を確実に習得させつつ、個人の進捗や能力、関心に応じた学びの場となることが可能となっていきます。また、同一学年での学習に加えて、学習履歴や学習到達度、学習課題に応じた異年齢集団での協働学習など、学習形態の広がりにも期待ができます。

さらに、学校の教室での学習のみならず、大学、研究機関、企業、NPO、教育文化スポーツ施設、農山村の豊かな自然環境などの地域の様々な教育資源や社会関係資本を活用して、いつでも、どこでも学ぶことができるようになると予想されています。

今後は、こうした多様な学びが関連し合うことで、更なる学びの発展にも繋がっていくことでしょう。つまり、AIやビッグデータ等の先端技術が学びの質を加速的に充実する世界、Society5.0における学びの時代を確立させていかなくてはならないということです。

このようなSociety5.0時代を生きる子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められており、“GIGAスクール構想の実現”に向けて1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを活用した授業が行われているところです。

参照：文部科学省「Society5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」(平成30年6月5日)

(2) 高知県における児童生徒の現状

子どもたちを取り巻くデジタル環境の発達に伴い、子ども自身もスマートフォンやタブレットを当たり前のように使うようになり、オンラインゲームやSNS等の利用による犯罪被害やいじめ等も生じているため、文部科学省は「情報モラル教育について」(2019)において「児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要」になっていることを明記しています。

実際に、高知県の児童生徒の情報機器利用の現状については、高知県教育委員会が令和2年度に高知県内の小学生2,241名、中学生6,319名、高校生5,084名を対象として実施した「スマートフォン・インターネットの利用に関する調査」と、令和2年度に内閣府が実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査」を照らし合わせて考えてみます。

高知県の子どもの「家でのインターネット利用」は、全国値と比べると小学生での利用率が高いことが分かります(図1参照)。

また、ゲーム機の利用率は、全国値と比較して中学生で10%程度、高校生で20%程度高く、スマートフォンの利用率においては、小学生・中学生が全国値に比べて、20%近く高くなっています(図2・3参照)。

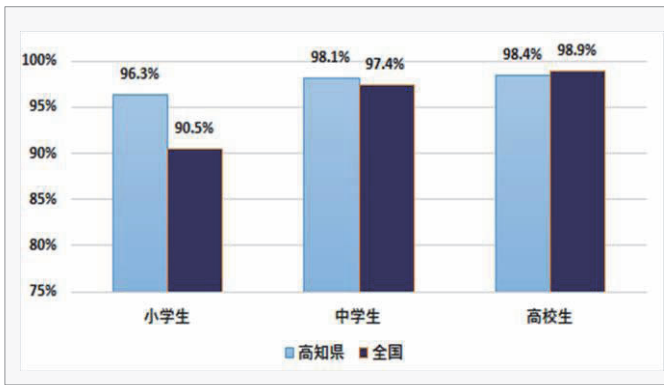


図1 家でのインターネット利用

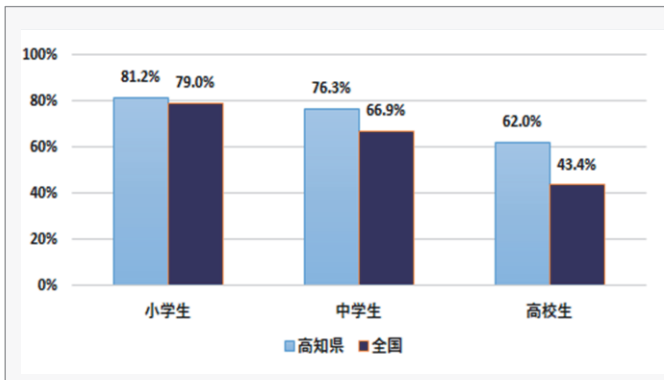


図2 使用している機器(ゲーム機)

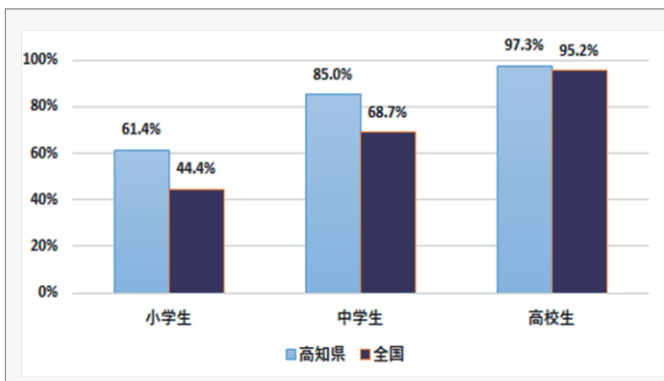


図3 使用している機器(スマートフォン)

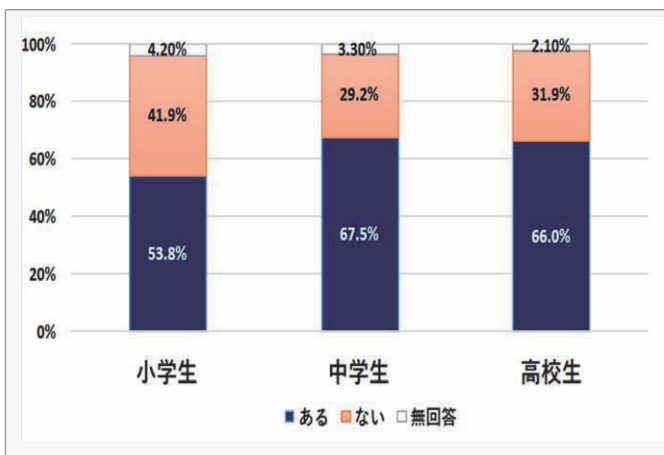


図4 使いすぎたと思うこと

さらに、高知県では携帯電話（スマートフォン）やパソコン（タブレット）、ゲーム機等のインターネットに接続できる情報機器について、子ども専用のものを持っている割合が高く、情報機器の使用率の高さに影響していると考えられます。

高知県の子どもたちは、情報機器の使いすぎについて、「使いすぎたと思う」小学生は 53.8%、中学生は 67.5%、高校生は 66.0%と、情報機器を使用している子どもたちの半数以上が「使いすぎた」と感じていることが分かります（図4参照）。

使いすぎたと思う理由はどの年代もあまり変わりませんが、情報機器の使いすぎによって「睡眠時間が短くなった」という子どもが 20%～40%を占め、健康への影響が心配されます（表1参照）。

また、情報機器を使いすぎることによって、「家族と過ごす時間(会話)が減った」、「迷惑をかけてしまった」と回答した子どももあり、家庭生活に影響が出てきていることがうかがえます（表1参照）。

そして、情報機器の使いすぎによって、「やらなければならないことをする時間がなくなった」という中学生が 36.2%、高校生が 31.4%を占め、使用時間を自己管理することの難しさや家庭学習等の滞りも懸念されるところです（表1参照）。

<参考資料>

- ①内閣府「令和2年度青少年のインターネット利用環境実態調査」
- ②高知県教育委員会「令和2年度スマートフォン・インターネットの利用に関する調査」

図1) ①、②を参考

図2～図4・表1) ②を参考

表1 スマートフォンやインターネットを使いすぎたと思うとき（複数回答、「ある」と回答したもの）

	小学生	中学生	高校生
睡眠時間が短くなった	20.8%	32.8%	40.0%
やらなければならないことをする時間がなくなった	15.1%	36.2%	31.4%
家族と過ごす（話す）時間が減った	8.1%	9.1%	5.5%
家族に迷惑をかけた	4.9%	6.3%	3.4%
友達とトラブルになった	3.3%	5.6%	4.1%
課金をしすぎた	2.2%	3.6%	3.6%
詐欺被害や個人情報の流出	1.1%	2.7%	2.7%

2 新学習指導要領における情報モラル教育の位置付け

「情報モラル教育」と聞いた時に、特定の時期に携帯電話会社やアプリ運営会社等の外部講師を招いての講演の中で、トラブル事例等を聞くものとか、何か子どもがトラブルを起こしてから、その行動を変容させるために、特別に情報モラル教育の授業や集会を行うという印象をもつかもしれません。

しかしながら、情報モラル教育は、講演によるものだけでもないですし、何か起こってから注意を促すだけのものでもありません。情報モラル教育は、子どもが日常の中で危険な目に遭わないための「未然防止の取組」として、学校教育のさまざまな時間を利用して、できるだけ定期的に、意図的に実施するものです。つまり、何かトラブルが起こる前に計画的に各教科の授業に絡めながら実践していくことが重要なのです。

（1）情報活用能力

インターネットに接続できる情報機器は、安全に正しく使うことができればとても役立つ便利なものです。しかしながら、インターネットに接続できる情報機器は世界中の様々な人々に繋がっているため、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになったり、誹謗中傷やいじめの温床になったりするなど、様々な問題を抱えています。

また、子どもたちにとってスマートフォンやタブレット、ゲーム機等のインターネットに接続できる情報機器を使うことが日常化している現在では、子どもたちが被害を受けるだけでなく、加害者になってしまうケースも生じています。

これからのデジタル社会を生きていく子どもたちを被害者・加害者にしないためにも、スマートフォンを始めとするインターネットに接続できる情報機器、SNSなどのコミュニケーションツールを「賢く活用する知識・知恵」、「ルールを守って使える健全な心」、「安全に利用するための危機管理意識」を家庭と学校が連携しながら育んでいくことがとても大切です。

こうしたデジタル社会の深化を鑑み、新学習指導要領（小学校令和2年度全面実施、中学校令和3年度全面実施、高等学校令和4年度から年次進行で実施）では、情報教育ICT活用教育の実施ポイントについて次のように述べられています。

小・中・高等学校共通のポイントとしては、「情報活用能力（情報モラルを含む）」が言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けられるとともに、「学校のICT環境整備」と「ICTを活用した学習活動の充実」を挙げています。また、小学校プログラミング教育の必修化を含め、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育の充実を図ることとしています。

学校種別に見ていくと、小学校においては、文字入力など基本的な操作を習得することに加え

て、プログラミング的思考を育成することが盛り込まれています。中学校では技術・家庭科（技術分野）においてプログラミングに関する内容が拡充され、高等学校では情報科において共通必修科目「情報Ⅰ」が新設されています。つまり、小・中・高等学校を通じてすべての児童生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習を進めることで、「情報活用能力」の段階的な習熟を目指しています。

この「情報活用能力」とは、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な力を指し、「A 情報活用の実践力（ICTの基本的な操作や情報収集・整理・発信等ができる）」、「B 情報の科学的な理解（コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みの理解ができる）」、「C 情報社会に参画する態度（情報発信による他人や社会への影響を考えることができる）」で構成されています。どの力もデジタル社会を生きていくためには大切な力なのですが、子どもたちがインターネットを適切に活用する能力を習得できるようにするためには、まず「情報モラル」にかかわる「C 情報社会に参画する態度」を、子どもたちが身に付けられることが重要となります。

言い換えれば、子どもたちをデジタル社会の危険から守るためには、子どもたちにまずは「C 情報社会に参画する態度」を身に付けておくことが必要であるということです。そのためにも、学校や家庭における情報モラル教育の充実が、必要不可欠であり急務であるのです。

（2）情報モラル教育

情報モラル教育の目標や内容及び指導上の留意点は次のようになります。

【情報モラル教育の目標】

- ☆情報手段をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身につける。
- ☆情報社会の特性の一側面である影の部分を理解する。

【内容及び指導上の留意点】

- ☆具体的には2領域5分野の内容をもれなく扱う。（図5参照）
- ☆各教科等の目標と情報モラル教育の目標との関係を明確にする。
- ☆学校の教育活動全体を通して適切に情報モラルを身に付けるための学習活動を位置づける。

また、「すべての児童生徒に情報モラルを身に付ける指導が必要」としており、その指導は「すべての教員」が行うことになっています。

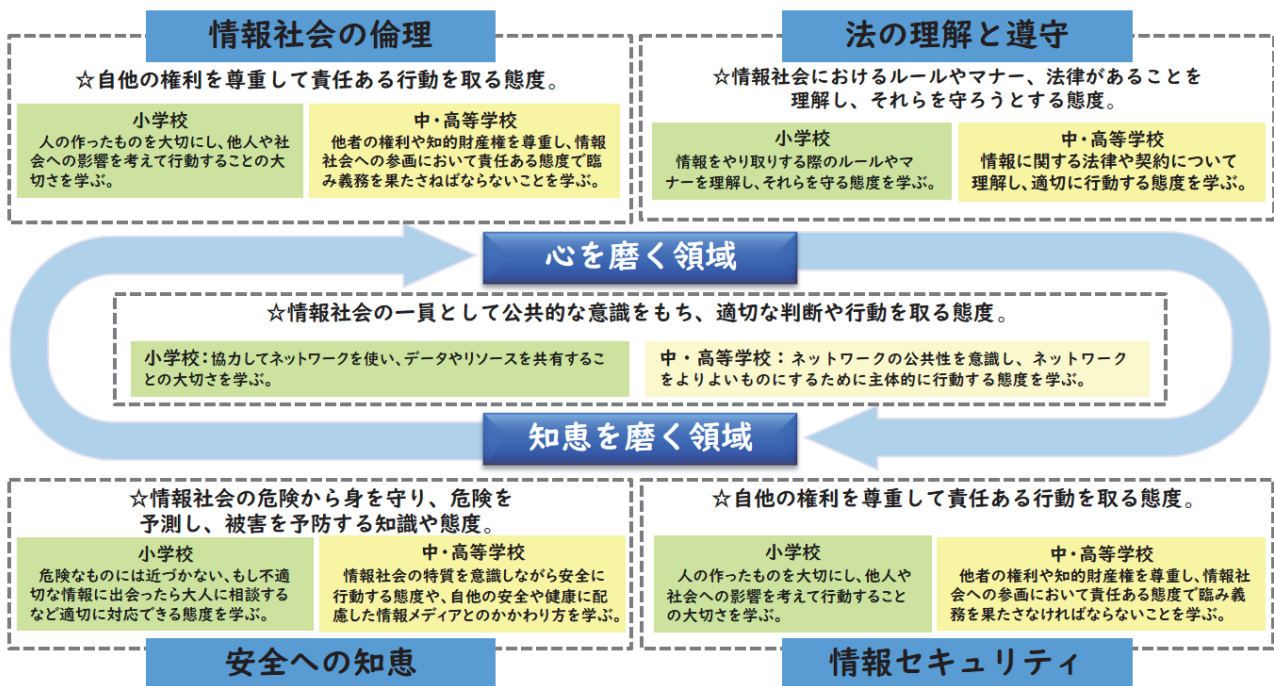


図5 情報モラル教育の内容（平成19年 文部科学省委託事業「すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド」）

新学習指導要領解説の総則編において、情報モラルとは「情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」、「犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること」、「コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること」などと示されています。

具体的には、

- ☆情報発信による他人や社会への影響について考える学習活動
- ☆ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考える学習活動
- ☆情報には自他の権利があることを考える学習活動
- ☆情報には誤ったものや危険なものがあることを考える学習活動
- ☆健康を害するような行動について考える学習活動

などを通じて、子どもたちに情報モラルを確実に身に付けるようにすることが必要であり、実施する際には、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習していくことが重要とされています。

そのためには、子どもたちのインターネットの使い方の変化について、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが必要となります。併せて、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残り完全に消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを、子どもが発達段階に応じて身に付けることで、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険にも適切に対応できるようにすることが重要とされています。

(3) 情報モラルに関する小・中・高等学校学習指導要領の主な記述

小・中・高等学校の学習指導要領には、「情報モラル」について以下のように記述されています。

[小学校学習指導要領での情報モラル教育の扱い]

小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）	
総則	第 1 章 第 2 2(1)各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、 <u>情報活用能力（情報モラルを含む。）</u> 、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
社会	第 2 章 第 2 節 [第 5 学年] 3(4)ア アの(ア)の「放送、新聞などの産業」については、それらの中から選択して取り上げること。その際、 <u>情報を有効に活用することについて、情報の送り手と受け手の立場から多角的に考え、受け手として正しく判断することや送り手として責任をもつことが大切であることに気付くようにすること。</u>
特別の教科 道徳	第 3 章 第 3 2(6)児童の発達の段階や特性等を考慮し、 <u>第 2 に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。</u> また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
総合的な 学習の時間	第 5 章 第 3 2(9)情報に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、 <u>情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。</u> 第 1 章総則の第 3 の 1 の(3)のイに掲げるプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること。

[中学校学習指導要領での情報モラル教育の扱い]

中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）	
総則	第 1 章 第 2 2(1)各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、 <u>情報活用能力（情報モラルを含む。）</u> 、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
国語	第 2 章 第 1 節 [第 3 学年] 2(2)話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ <u>情報の信頼性の確かめ方を理解し使うこと。</u>
社会	第 2 章 第 2 節 第 3 2(2)情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に調べ分かれようとして学習に取り組めるようにすること。その際、 <u>課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。</u>
数学	第 2 章 第 3 節 第 2 [第 1 学年] 2D(1)イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) <u>目的に応じてデータを収集して分析し、そのデータの分布の傾向を読み取り、批判的に考察し判断すること。</u>

音楽	第2章 第5節 第3 2(1)各学年の「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 カ <u>自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。</u>
技術・家庭 [技術分野]	第2章 第8節 第2 D(1)ア <u>情報の表現、記録、計算、通信の特性等の原理・法則と、情報のデジタル化や処理の自動化、システム化、情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。</u>
特別の教科 道徳	第3章 第3 2(6)生徒の発達の段階や特性等を考慮し、 <u>第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。</u>
総合的な 学習の時間	第4章 第3 2(3)探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、 <u>情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。</u>

[高等学校学習指導要領での情報モラル教育の扱い]

高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）	
総則	第1章 第2款 2(1)各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、 <u>情報活用能力（情報モラルを含む。）</u> 、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、 <u>教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。</u>
国語	第2章 第2款 第5国語表現 2(1)イ <u>話し言葉と書き言葉の特徴や役割、表現の特色について理解を深め、伝え合う目的や場面、相手、手段に応じた適切な表現や言葉遣いを理解し、使い分けること。</u> A(1)ア <u>目的や場に応じて、実社会の問題や自分に関わる事柄の中から話題を決め、他者との多様な交流を想定しながら情報を収集、整理して、伝え合う内容を検討すること。</u>
地理歴史	第2章 第2節 第3款 2(4)情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。 その際、 <u>課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。</u>
公民	第2章 第3節 第2款 第1 公共 3(3)カ(キ)アの(エ)については、(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項と関連させて取り扱い、情報に関する責任や、利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通して、 <u>情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身</u>

	<p>に付けることができるよう指導すること。その際、防災情報の受信、発信などにも触れること。</p> <p>第2章 第3節 第3款</p> <p>2(4)情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも配慮する。</p>
芸術	<p>第2章 第7節 第2款 第10 書道Ⅰ（Ⅱ・Ⅲに同様の記述あり）</p> <p>3(11)自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、書に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、書の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。</p>
情報	<p>第2章 第10節 第2款 第1 情報Ⅰ</p> <p>2(1)ア(イ)情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。</p> <p>イ(イ)情報に関する法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を科学的に捉え、考察すること。</p> <p>第3款</p> <p>2(1)各科目の指導においては、情報の信頼性や信憑性を見極めたり確保したりする能力の育成を図るとともに、知的財産や個人情報の保護と活用をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図ること。</p>

情報モラルについての取組は、小・中・高等学校の学習指導要領の総則に示されているように、特定の教科等だけで進めるものではなく、学校教育全体で行うものです。それぞれの校種、教科等における情報モラル教育の必要性、目標、内容をしっかり確認して、進めていきましょう。

また、情報モラル教育を実施する際は、子どもたちが情報モラルの問題について、「自分ごと」として捉える指導が重要となります。いくらトラブル事例と危険性が提示され、指導されても、子ども自身が「自分はインターネットやスマートフォンのマナーを守っている」、「自分はSNSを使い過ぎていない」と思っている場合は、「他人ごと」として受け止めてしまう状況もあると考えられます。

まずは、子どもたちがインターネット上のトラブル事例を「自分にも起こり得ることとして自覚する」ことが、未然防止の第一歩となるのではないのでしょうか。

特別活動の学級活動（2）の授業では、現在の自分の課題を見つめ、自己の成長のために、自分に合った具体的な解決方法や目標を意思決定し、自発的、主体的に実行することができるようにすることで自己指導能力を育てます。この教科の特色からも、子どもたちが情報モラルの課題について、「自分ごと」として捉え「自分はどう行動するのか」を自己決定していくという流れが考えられます。例えば、事前に情報機器の利用状況などについてのアンケートを実施し、社会科や家庭科等で情報モラルの知識・理解について学習したことを、特別活動の授業等に繋ぐことで、アンケート結果から課題を「自分ごと」として捉えられるようにすることができるでしょう。そのうえで、具体的な行動を自己決定することは、行動変容を促す「未然防止の取組」といえます。

各学校・各学級では、子どもたちのスマートフォンやゲーム機等の情報機器の使用状況等について実態を把握したうえで、未然防止に繋がる実践をお願いします。

3 情報モラル教育の進め方

情報モラル教育は、その必要性、目標、内容を確認し、次のように4つの“ステップ”を進めていきましょう（図6参照）。

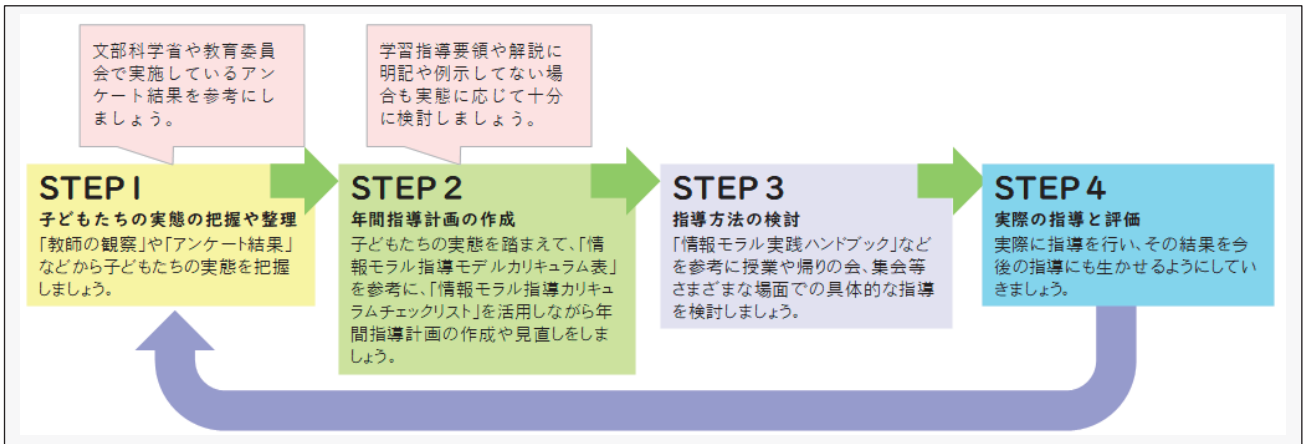


図6 情報モラル教育を進める4つのステップ

（平成23年 文部科学省 国立教育政策研究所「情報モラル教育実践ガイダンス～すべての小・中学校で、すべての先生が指導するために～」）

“ステップ1” 子どもたちの実態の把握や整理

子どもたちを取り巻く情報に関わる環境は日々変化しています。多くの子どもたちが、スマートフォンやタブレット、ゲーム機等のインターネットに接続できる情報機器を使っています。また、家庭でインターネットを自由に利用しています。アンケートなどを活用して、まずは、目の前の子どもたちの実態をしっかりと把握していきましょう。

“ステップ2” 年間指導計画の作成

各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の年間指導計画に情報モラル教育も位置付け、学校教育全体で情報モラル教育を推進できるようにしていきましょう。

<年間指導計画作成のポイント>

- ☆2領域5分野の系統的な指導を計画する。
- ☆情報モラル教育の指導事項を漏れなく指導する。
- ☆各教科等の内容と関連付けた指導を行えるよう構成する。

“ステップ3” 指導方法の検討

年間指導計画に位置付けられた学習内容を、授業や学校教育のさまざまな場面で指導する方法を検討しましょう。

<指導方法の具体例>

- ☆各教科等の内容として位置付けられている場合は、通常の授業と同じように教科書等を使って指導する。
- ☆教科等の内容では位置付けられていないが、指導が可能な場合は指導の必要性を検討したうえで統計資料やインターネット上の教材を使って指導する。
- ☆学年集会・PTA集会等でDVDの映像等を使って指導・啓発する。

“ステップ4” 実際の指導と評価

指導後の授業者の振り返りや子どもたちの感想文などから、実施した指導内容を評価し、今後に生かせるようにしましょう。また、自分の実践した授業を他の教師にも共有して実践してもらい、さらに良い授業にしていきたいと思います。

参照：文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）総則」（平成30年2月28日）
 文部科学省「中学校学習指導要領（平成29年告示）総則」（平成30年3月30日）
 文部科学省「高等学校学習指導要領（平成30年告示）総則」（平成31年2月15日）
 文部科学省「教育の情報化に関する手引き検討案 第5章 情報モラル教育」（平成21年1月29日）

やってみた授業を事後に検討したら、授業がより子どもたちに合ったものになります。
 そして、それが翌年に生かされます！学校としての財産が増えていきますね！！



情報モラル指導カリキュラムチェックリスト

領域	分野	校種	学年	指導事項	チェック欄 (指導したら○をつける)															
					小学校						中学校									
					1	2	3	4	5	6	1	2	3							
心を磨く領域	情報社会の倫理	小	低	約束やきまりを守る																
			中	相手への影響を考えて行動する																
			高	他人や社会への影響を考えて行動する																
		中	全	情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する																
			小	低	人の作ったものを大切にすることを学ぶ															
				中	自分の情報や他人の情報を大切にすること															
		高	低	情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する																
			全	個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する 著作権などの知的財産権を尊重する																
	法の理解と遵守	小	低	生活の中でのルールやマナーを守る																
			中	情報の発信や情報をやりとりする際のルールやマナーを守る																
			高	低	何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない															
				高	「ルールやきまりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する 契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない															
		中	全	違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない																
			全	低	情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る															
				高	契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する															
			全	協力し合ってネットワークを使う																
	公共的なネットワーク社会の構築	小	高	ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う																
		中	全	ネットワークの公共性を意識して行動する																
知恵を磨く領域	安全への配慮	小	低	大人と一緒に使い、危険に近づかない																
				不適切な情報に出合わない環境で利用する																
			中	低	危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する															
				高	不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する															
			高	低	予測される危険の内容がわかり、避ける															
				全	不適切な情報であるものを認識し対応できる															
		中	全	安全性の面から、情報社会の特性を理解する																
			全	トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る																
		小	低	知らない人に、連絡先を教えない																
				情報には誤ったものもあることに気づく																
			中	低	個人の情報は、他人にもらさない															
				高	情報の正確さを判断する方法を知る															
	高		低	自他の個人情報や他人にもらさない																
			全	情報の信頼性を吟味できる																
	中	全	低	自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる																
			高	決められた利用の時間や約束を守る																
		小	低	健康のために利用時間や約束を守る																
			高	健康を害するような行動を自制する																
		高	低	人の安全を脅かす行為を行わない																
			全	健康の面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる																
	中	全	自他の安全面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる																	
		情報セキュリティ	小	中	パスワードの認証の重要性を理解し、正しく利用できる															
	高			不正使用や不正アクセスされないようにインターネットを利用できる																
	中		全	情報セキュリティの基礎的な知識を身に付ける																
高			情報の破壊や流出を守る方法を知る																	
中	全	低	基礎的なセキュリティ対策が立てられる																	
		高																		